



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

株 式 会 社 プ ロ ス ペ ク ト  
代表取締役社長 カーティス・フリーズ  
(コード番号：3528 東証第2部)  
問い合わせ先 代表取締役常務 田 端 正 人  
電 話 番 号 0 3 ( 3 4 7 0 ) 8 4 1 1 ( 代 表 )

## 「内部統制システムの構築に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」の一部改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 内部統制システムの構築に関する基本方針

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 経営理念において、会社が目指すべき方向を明確化するとともに、規範においてコンプライアンスの厳格な実践を規定する。
  - (2) 取締役は、取締役会で定められた経営機構および職務分掌に基づいて職務を執行する。
  - (3) 取締役は、3カ月に1回以上、職務執行の状況を取締役に報告する。
  - (4) 社外取締役を継続しておくことにより、取締役の職務執行に対する監督機能の維持・向上を図る。
  - (5) 利益相反取引および非通例的な取引については、取締役会において決定し、必要に応じ監査役会に報告する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
重要な書類については、社内規程に基づいて、保存年限を定め適切に保存および管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) リスク管理規程により、各部門（子会社を含む）における業務上のリスクを、市場リスク、事業リスク、災害リスク等に識別・分析・管理し、総務部は、所管部所からの報告およびモニタリングを通じて管理方法等を統括する。
  - (2) 総務部長は、リスク管理に係る情報を、社長および監査役会に定期的かつ必要に応じて報告し、改善等の提案を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 当社および当社グループ全体に影響を及ぼす経営に係わる重要事項については、常勤取締役および執行役員等により構成する経営会議において審議、決定する経営体制をとる。
  - (2) 社内規程で職務分掌および職務権限を定め、取締役会で定められた取締役の職務が適正かつ効率的に執行される体制をとる。
5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 経営理念において、会社が目指すべき方向を明確化するとともに、規範においてコンプライアンスの厳格な実践を規定する。
  - (2) 業務の適正性を確保するため、コンプライアンスおよびリスク管理の推進を総務部が、内部統制の運用状況のモニタリングを監査室が行う。
  - (3) コンプライアンス研修の実施、コンプライアンス・マニュアルの配付等により、使用人が経営理念、社内規程、法令、定款および社会規範等を遵守した行動をとるための指針を明らかにする。
  - (4) 外部弁護士と連携したコンプライアンス相談窓口を設置し、使用人が、社内規程、法令・定款および社会規範等に反する行為を発見したときの内部通報制度を構築しており、その適切な運用とコンプライアンス上疑義ある行為の未然防止に努める。
6. 当社および当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 関連会社管理規程を定め、子会社の取引内容を確認するとともにその経営内容を的確に把握する等、適切に管理を行う。
  - (2) 状況に応じて子会社の取締役および監査役を当社から派遣し、子会社の業務執行状況につき監視および監督を行う。
  - (3) 当社の監査役および内部監査部門は、必要に応じて子会社業務について監査を行う。
  - (4) 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件についてはその業務内容について事前協議を行い決定する。
7. 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項
- 監査役は、その職務の執行のために必要がある場合は、監査室に所属する使用人に調査を委嘱し、報告を求めることができる。
8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査室に所属する重要な使用人の任免異動等については、監査役会の意見を尊重して行うものとし、その独立性および監査役の指示の実効性の確保に努める。
9. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 当社および子会社の取締役および使用人は、職務執行に関し、重大な法令・定款違反および不正の行為の事実または会社に損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告する。
  - (2) コンプライアンス相談窓口を利用して行われた通報の内容が、業務または財産に重大な損害を及ぼすおそれがあるときは、遅滞なくその事実を監査役会に報告することとする。
  - (3) 当社および子会社の法令違反行為や不正行為に関する通報を行った者が、当該通報をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとする。
  - (4) 当社および子会社の取締役および使用人は、監査役会から業務執行状況の報告を求められた場合は、速やかに報告を行う。
10. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 常勤監査役は、経営会議およびその他重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べる。また、重要な議事録、稟議書を都度監査役に回覧する。
  - (2) 当社および子会社の取締役および使用人は、監査役会に対し、毎月の事業の状況および四半期ごとの決算の状況を必要に応じ報告し、また、聴取を受ける。
  - (3) コンプライアンス相談窓口を利用して行う通報の内容が、会計・会計の内部統制・監査に関連する事項の場合は、直接、監査役に対し通報することができる。
  - (4) 監査室長は、監査役会に対し、内部監査計画および監査実施結果を報告する。

- (5) 監査役会は、会計監査人から監査計画の説明を受け、また、必要に応じ監査実施状況の聴取を行うこととしている。
  - (6) 監査役がその職務の執行について生じる費用の支出を求めた場合、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、その費用を負担する。
- 1 1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制
- (1) 当社および子会社は反社会的勢力との関係を一切遮断することを基本に置き、反社会的勢力排除に向け「役職員行動倫理規範」および「コンプライアンス・マニュアル」を指針とし、それらを役員および従業員に周知徹底する。
  - (2) 反社会的勢力に関する対応については、警察当局および外部機関との密な連携を図り不測の事態に備える体制を整えることとする。

以 上